

令和7年6月10日

札幌市営企業調査審議会 | 下水道部会

接続負担金制度(下水道条例第17条の3) の廃止について



札幌市下水道河川局

施 行 日	1976年(S51)4月1日
目 的	大型ビルなど、 <u>大量の汚水を排出する排水設備を設置する者に対し、既設下水道管や処理施設の増強に要する事業費の一部を負担して頂くことで、増強に係る費用の適正な配分を図る</u>
負 担 者	基準水量以上の排水設備を設置する者 〔 例：約30戸程度以上のマンションを建設する不動産開発事業者 この他、大型商業施設やホテル事業者など 〕
負 担 金 対 象 額	下水道施設の増強に要した事業費 総額1,100億円のうち、 <u>負担金対象額は103億円</u>

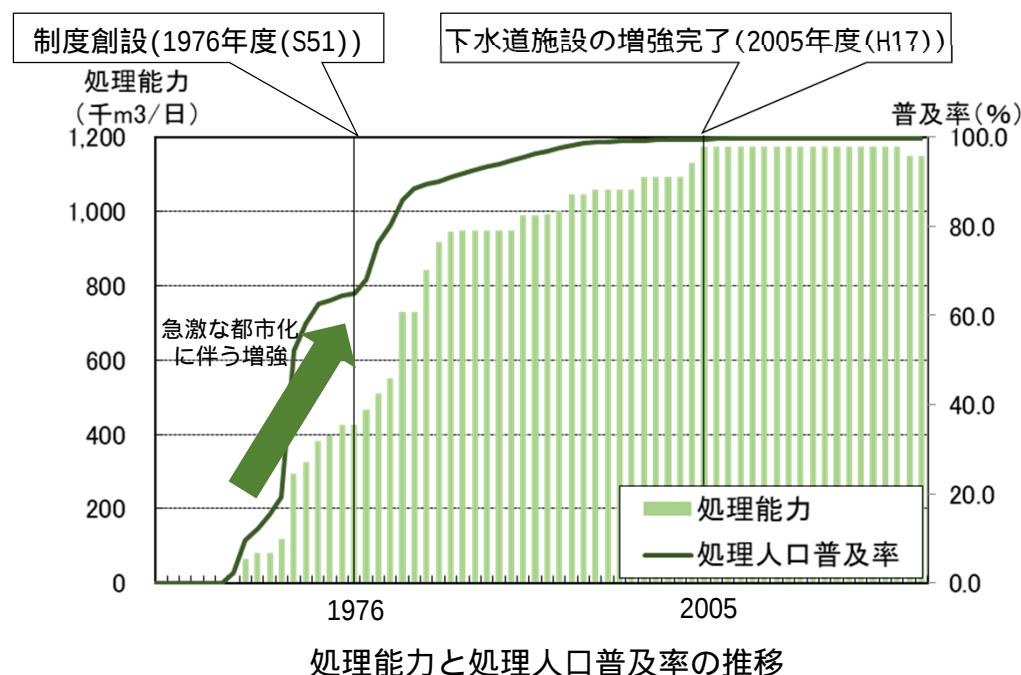
下水道施設の増強に要した事業費や、大口分の水量割合を基に算出。

2 廃止の背景及び理由

2

(1) 下水道施設の能力増強見込み

- 下水道処理人口普及率は99.8%に達しており、下水道の普及促進は概ね完了している。
- 札幌市の人口は、住基ベースで2021年(R3)から減少に転じていることに加え、将来的にも市内の人口は減少する見通し。
- 今後、新たな下水道施設の能力増強の予定はない。

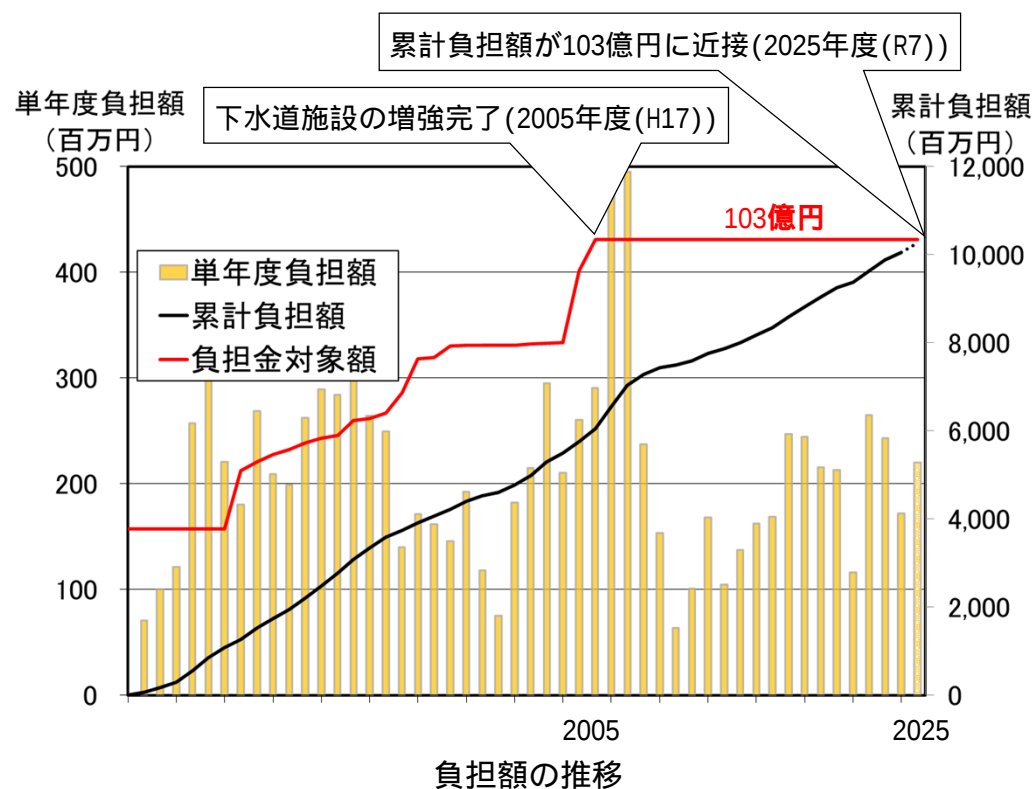


2 廃止の背景及び理由

3

(2) 接続負担金の対象額とその負担状況

- 2005年度(H17)に下水道施設の増強が完了し、増強に要した事業費から負担対象額は103億円に定まる。
- 累計負担額は、2024年度末(R6)時点で100.5億円となっている。
- 過去3か年平均の単年度負担額は2.2億円となっており、今後も同程度の額が継続する場合、2025年度末(R7)に累計額は102.7億円となり対象額の103億円に近接。



(1) 下水道施設の能力増強見込み

接続負担金制度の目的である増強に係る費用の発生が見込まれない。

(2) 接続負担金の対象額とその負担状況

負担金対象額は103億円に定まっており、2025年度には大口事業者からの累計負担額が103億円に近接する状況。

(1)かつ(2)の状況となっており、制度の目的を達する見込みであることから、接続負担金制度(下水道条例第17条の3)の廃止に向け、令和8年第1回定例市議会に議案を上程する予定。

(接続負担金)

第17条の3 市長は、次の各号に定める者から接続負担金を徴収する。

- (1) 建築物等の新築又は建設等により1秒間の最大汚水流出量(以下「流出量」という。)が別表3に定める式により算出した水量(以下「別表の水量」という。)を超える排水設備を設置する者
 - (2) 建築物等の増改築等により当該増改築等後の建築物等に係る排水設備の流出量(以下「増改築後の流出量」という。)が増改築等前の当該建築物等に係る既存の排水設備の流出量(以下「増改築前の流出量」という。)より増加する場合でその増加後における流出量が別表の水量を超える排水設備を設置し、又は改築する者
- 2 前項の接続負担金の額は、次の各号に掲げる水量0.1リットル(0.1リットル未満の端数が生じたときは、小数点第2位を四捨五入する。)につき18万円とする。
- (1) 前項第1号の場合
当該排水設備の流出量のうち別表の水量を超える部分の水量
 - (2) 前項第2号の場合
当該増改築後の流出量のうち別表の水量(当該増改築前の流出量が別表の水量を超えるときは、増改築前の流出量)を超える部分の水量
- 3 接続負担金は、第8条第1項の申請書の提出後、市長が定める期日までに徴収するものとする。
- 4 第19条第3号及び第20条並びに札幌市下水道事業受益者負担金条例(昭和45年条例第1号)第13条の2の規定は、接続負担金について準用する。この場合において、第19条第3号及び第20条中「使用料」とあるのは「接続負担金」と、同条例第13条の2中「負担金」とあるのは「札幌市下水道条例(昭和34年条例第4号)第17条の3第1項に規定する接続負担金」と読み替えるものとする。

別表3

$$5 \text{ L} + (((\text{当該建築物等の敷地の面積}(\text{m}^2) - 1,000\text{m}^2) / 1,000\text{m}^2) \times 3 \text{ L})$$